



斜線に囲まれた部分に該当する者が扶養義務者にあたります。

この扶養義務者のなかで患者本人と生計を同じくしている者が入院費負担義務者にあたります。
 なお、次のような事実のどれかに該当すれば生計同一と見なされます。

- ①住民票上の住所地が同一である。
- ②健康保険の扶養家族にしている。
- ③税法上の扶養家族として控除をうけている。
- ④患者の日用品費を支払っている。